

暮らしの情報

新しい障害福祉サービスがスタート

障害者自立支援法が4月1日から施行されます。

これまで別々であった障害者へのサービスが一元化されるほか、利用者負担も見直されるなど、障害福祉サービスが変わります。

利用者負担

原則1割の利用者負担と食費などの実費負担が必要となります。ただし、月額負担上限額が設定されるほか、所得の低い方には各種の軽減措置があります。これらの軽減措置を受ける場合には、市役所社会福祉課および各支所保健福祉室で申請手続きを行ってください。

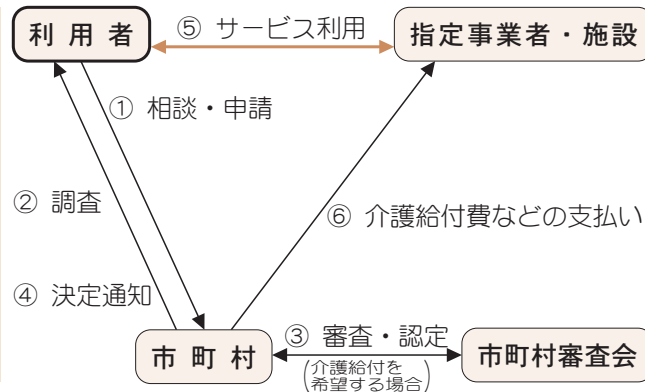
現在、障害福祉サービスを受けている方は、3月31日(金)までに利用者負担額の見直し手続きが必要です(市役所から手続きの案内を差し上げます)。

各サービスの移行手続き

サービス内容	移行時期	移行手続き
居宅支援サービス	4月1日から	平成18年4月から9月までは「みなし支給」が適用されます。なお、精神障害者については、3月31日までに新たに支給決定が必要。
施設支援サービス	10月1日から	現在施設を利用している方は、施設が新サービスに変わっても平成24年3月までは利用可(支給決定は必要)。
更生・育成医療、精神通院公費負担医療	4月1日から	3月31日までに、みなし支給認定が必要。

※障害児の施設利用については、平成18年10月から契約制度に移行するとともに、利用者負担が変更されます。

サービス利用の流れ



〈問い合わせ先〉
 社会福祉課
 ☎ 62-5351
 海上支所保健福祉室
 ☎ 55-3119
 飯岡支所保健福祉室
 ☎ 57-3113
 干潟支所保健福祉室
 ☎ 68-1072

平成17年旭市地域別火災発生件数

区分 地域	建物	林野	車両	船舶	その他	合計
旭	14(19)	7(1)	0(3)	0(0)	17(19)	38(42)
海上	4(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(3)	6(4)
飯岡	3(4)	0(2)	0(1)	1(1)	2(7)	6(15)
干潟	3(2)	1(3)	2(0)	0(0)	3(0)	9(5)
合計	24(26)	8(6)	2(4)	1(1)	24(29)	59(66)

※()内は平成16年の件数

①①⑨だより 春の火災予防運動

3月1日(水)から3月7日(火)まで「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」を統一標語に、春の火災予防運動が全国一斉に実施されます。この運動を機会に皆さんの家庭でも、火を使うときの注意事項など、わが

家の防火対策について考えてみましょう。

※3月1日(水)、朝7時に春の火災予防運動の合図としてサイレンが鳴りますが、火災ではありませんのでお間違いないようお願いします。

総合消防訓練を実施

春の火災予防運動にあわせて、総合消防訓練が行われます。訓練は見学できますので、もしもの場合に備え、ぜひご覧ください。

日時／3月5日(日) 午前8時から9時30分まで
 会場／カインズホーム旭飯岡店(三川)

内容／避難、通報、火災防ぎよ、救急、救助、消火器取り扱い訓練
 参加者／消防本部、消防団、カインズホーム従業員ほか

〈問い合わせ先〉
 消防本部警防課
 ☎ 63-5357